

地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率などの状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、本町においても平成27年度決算について算定した財政指標について、広報紙と町のホームページで数値を公表します。

また、平成20年度から義務付けられた計画策定に係る早期健全化基準や財政再生基準については、平成27年度決算では基準内の数値となっています。

| 実質赤字比率 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|--------------------|
| 弟子屈町の数値 | —(※) | —(※) | 13.4% | 126.9% | —(※) |
| 早期健全化基準 | 15.00% | 20.00% | 25.0% | 350.0% | (経営健全化基準) 20.0% |
| 財政再生基準 | 20.00% | 30.00% | 35.0% | | |

※ 実質赤字比率は-1.99%、連結実質赤字比率は-3.57%と算定されていますが、国からの通知により赤字比率がマイナスとなる場合は「-」で表示することとなっているため表記のとおりとします。また、連結実質赤字比率の中に含まれる公営企業会計(水道事業会計・下水道事業特別会計)に係る資金不足比率においても、それぞれ-81.1%、-0.5%となっていますが、同じく「-」で報告をしています。

【早期健全化基準および財政再生基準とは？】

財政の早期健全化基準を超えてしまった場合は、財政健全化計画を策定し、数値が基準内となるように自主的な改善努力を行うこととなります。具体的には事業を縮小したり、収入増のため町民の皆さんに使用料や手数料の値上げによる負担をお願いすることなどが考えられます。

財政の再生基準を超えてしまった場合は、国などの関与による確実な財政再生を行うこととなります。財政健全化計画の策定はもちろんのこと、地方債の借入れも制限され、新たな事業を行うことは難しくなります。また、国などの指導による再生となるため、町民の皆さんには相当な負担増が予想されます。

【今後の見通し】

現在のところ本町においては、上の表のとおり早期健全化基準などを超えておらず、今後についても基準を超えることは想定していません。しかし、財政状況が非常に厳しい状態であることには変わりがないため、引き続き徹底した歳出削減、歳入確保に努めていく必要があります。


問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて5億円!

◆発売期間/10月14日(金)まで(売り切れ次第、発売終了)
◆抽選日/10月21日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。
(町内では購入できません)



問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

大雨による洪水・土砂災害時には

防災ワンポイントコーナー

町内では8月17日から30日までの間、数回にわたって台風や前線が通過しました。これにより、国道・道道の通行止め、屈斜路湖や釧路川・釧別川の水位上昇、強風による倒木を起因とした広域停電などを引き起こし、農業ではデントコーンの倒伏や畑の冠水などの被害、観光関連では来訪予定者からの多くのキャンセルなど、深刻な被害をもたらしました。

8月の台風などへの対応と被害の概要

| 日 | 台風などの名称 | 災害対応 | 被害の概要 |
|---------|---------------------------------|--|---|
| 17日～18日 | 台風7号 | <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部設置 倒木の処理など | <ul style="list-style-type: none"> 強風による農作物の倒伏被害 強風と倒木による広域停電 倒木による建物などへの被害 国道・道道の倒木による道路通行規制 |
| 20日～23日 | 前線通過 ～ 台風11号 ～ 台風9号 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 避難準備情報発令 (対象地区/泉1・2・3・5丁目、桜丘1・3丁目、高栄2・3丁目、札友内の一部) 崩壊した河川ののり面の応急処置 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨による農作物の冠水 JR釧網線(塘路湖付近)の冠水による長期運休 釧別川の増水・激流による下釧別橋付近の堤防の一部崩壊 オシャマンナイ川ののり面の一部崩壊 屈斜路湖・釧路川上流部の増水 尾札部川の水位上昇 |
| 30日～31日 | 台風10号 | <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部設置 | 福島町付近に上陸後、函館市の西側に抜けたため、大きな被害はなし。 |

屈斜路湖と釧路川上流部の増水、釧別川の急激な増水により、8月21日の夕方、町内では初めての「避難準備情報」を発令しました。避難の区分には「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3種類がありますが、今回の道内各地での大雨洪水・土砂災害により、各地で避難に関する発令がありました。避難区分と発令時の行動についてあらためて紹介しますので、今後の参考にしてください。

避難勧告などにより避難を求める行動の種類

| 区分 | 行動基準 | 皆さんに求められる行動 | 皆さんへの伝達方法 |
|--------|---|---|--|
| 避難準備情報 | <ul style="list-style-type: none"> いつでも避難できるように必要な準備をする。 心配な方は自主避難する。 | <ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 上記について、家族と話し合う。 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 (災害時)要支援者は、立ち退き避難する。 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール 消防のスピーカー 消防などによる巡回広報 テレビ放送 ラジオ放送 |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> 避難の勧告に従う。 | <ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難する。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会長などへの電話連絡 状況により、要支援施設、要支援者への直接電話 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 避難の指示に従う。 | <ul style="list-style-type: none"> 直ちに立ち退き避難する。 立ち退き避難により、かえって危険が及ぶ恐れがある場合は、2階以上に上るなど、屋内で安全を確保する。 | |

問い合わせ先/役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)